

アストラゼネカ「取引フレームワーク」ガイドブック

目次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1. はじめに | 1 |
| 2. アストラゼネカの「行動規範」 | 1 |
| 3. 「取引フレームワーク」へのご協力をお願い | 3 |
| 4. 「取引フレームワーク」の概要 | 3 |
| 5. 「取引フレームワーク」の各プロセス | 6 |

1. はじめに

アストラゼネカは「優れた医薬品を介して、患者さんの健康に最も価値ある貢献を果たす」の企業理念のもと、「行動規範」を定め、全世界のアストラゼネカ社員が高度な価値観をもって業務を遂行するよう努めています。また、アストラゼネカは、当社のステークホルダー（利害関係者）および地域社会とのあらゆるかかわりにおいても、倫理的に、適切に行動するよう努めています。一方、近年では、特に公正な取引慣行・贈賄と汚職の防止・個人情報の保護などに関する企業への社会的な要請が高まっています。アストラゼネカは、お取引先様との間で互いに信頼関係を築いたうえで、このような社会的な要請に対して協働して取り組む必要があると考えています。

アストラゼネカは、そのような社会的な要請・課題に対して協働して取り組むことを目的として、お取引先様にアストラゼネカの「行動規範」に合致する倫理基準に従って行動していただくための枠組みとしてアストラゼネカ「取引フレームワーク」¹を作成し、運営しています。

つきましては、アストラゼネカの「行動規範」および「取引フレームワーク」の趣旨をご理解いただき、ご協力賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

2. アストラゼネカの「行動規範」

1 「取引フレームワーク」は、アストラゼネカによる調達・購入に関連する取引に限定されず、例えば業務を委託させていただいたお取引先様との取引も含みます。調達・購入場面での取引に関してこの「取引フレームワーク」に類似する概念として、例えば CSR 調達、グリーン調達、Responsible Procurement（責任ある調達）などがあります。

2 - 1. 「行動規範」の趣旨

アストラゼネカの事業活動は、患者、医師、株主、従業員、規制当局、パートナー、医療費を支払う人々、そして私たちを取り巻くコミュニティーなど、多くの人々の生活・暮らしに影響を与えるものです。我々は高度な価値観のもとで全世界において適切で首尾一貫した行動をとることにより、これらのコミュニティーや社会からの信用と信頼を維持することができると思っています。

アストラゼネカでは、アストラゼネカグループのすべての取締役、執行役員ならびに従業員に最高水準の高潔さと誠実さを維持し、かつ配慮、勤勉さ、公正さをもって事業活動の遂行にあたることを求めています。このため、アストラゼネカは、全世界のアストラゼネカ社員が同じ高度な価値観を持って業務を遂行するための手引きとして「行動規範」(CODE OF CONDUCT)²を定めています。

アストラゼネカは、サプライヤー、合弁事業または共同プロモーションのパートナー、研究またはライセンスパートナーなどの契約先についても、アストラゼネカの「行動規範」に合致する倫理基準を採用するよう要請しています。

2 - 2. 「行動規範」の概要

アストラゼネカの「行動規範」の項目は以下の通りです。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1. 患者の安全とベネフィット | 10. 個人情報の保護 |
| 2. 研究開発倫理 | 11. 利害の衝突の回避 |
| 3. 当社製品に関する情報の提供 | 12. 経営資源の保護 |
| 4. 医療従事者および医療機関とのかかわり | 13. 情報の伝達・開示・記録 |
| 5. 贈賄と汚職の防止 | 14. インサイダー取引と機密情報 |
| 6. 雇用上の原則 | 15. 独占禁止法 |
| 7. 安全・健康・環境 | 16. 貿易規制 |
| 8. 政府・公共団体とのかかわりと政治活動 | |
| 9. コミュニティーへの支援、製品の寄贈、 患者グループへの支援 | |

² アストラゼネカの Web サイトからダウンロードしていただけます。

3. 「取引フレームワーク」へのご協力のお願い

アストラゼネカは、当社のステークホルダー（利害関係者）および地域社会とのあらゆるかわりにおいても、倫理的に、適切に行動するよう努めています。近年では、特に公正な取引慣行・贈賄と汚職の防止・個人情報の保護などに関する企業への社会的な要請が高まっています。アストラゼネカは、お取引先様との間で互いに信頼関係を築いたうえで、このような社会的な要請に対して協働して取り組む必要があると考えています。

アストラゼネカでは、そのような社会的な要請・課題に対して協働して取り組むことを目的として、お取引先様にアストラゼネカの「行動規範」に合致する倫理基準に従って行動していただくための枠組みとしてアストラゼネカ「取引フレームワーク」を作成、運営しています。

アストラゼネカは、お取引先様のご理解・ご協力を得ながら、上記のような社会的な要請・課題に自主的に取り組み、ともに発展していきたいと考えています。

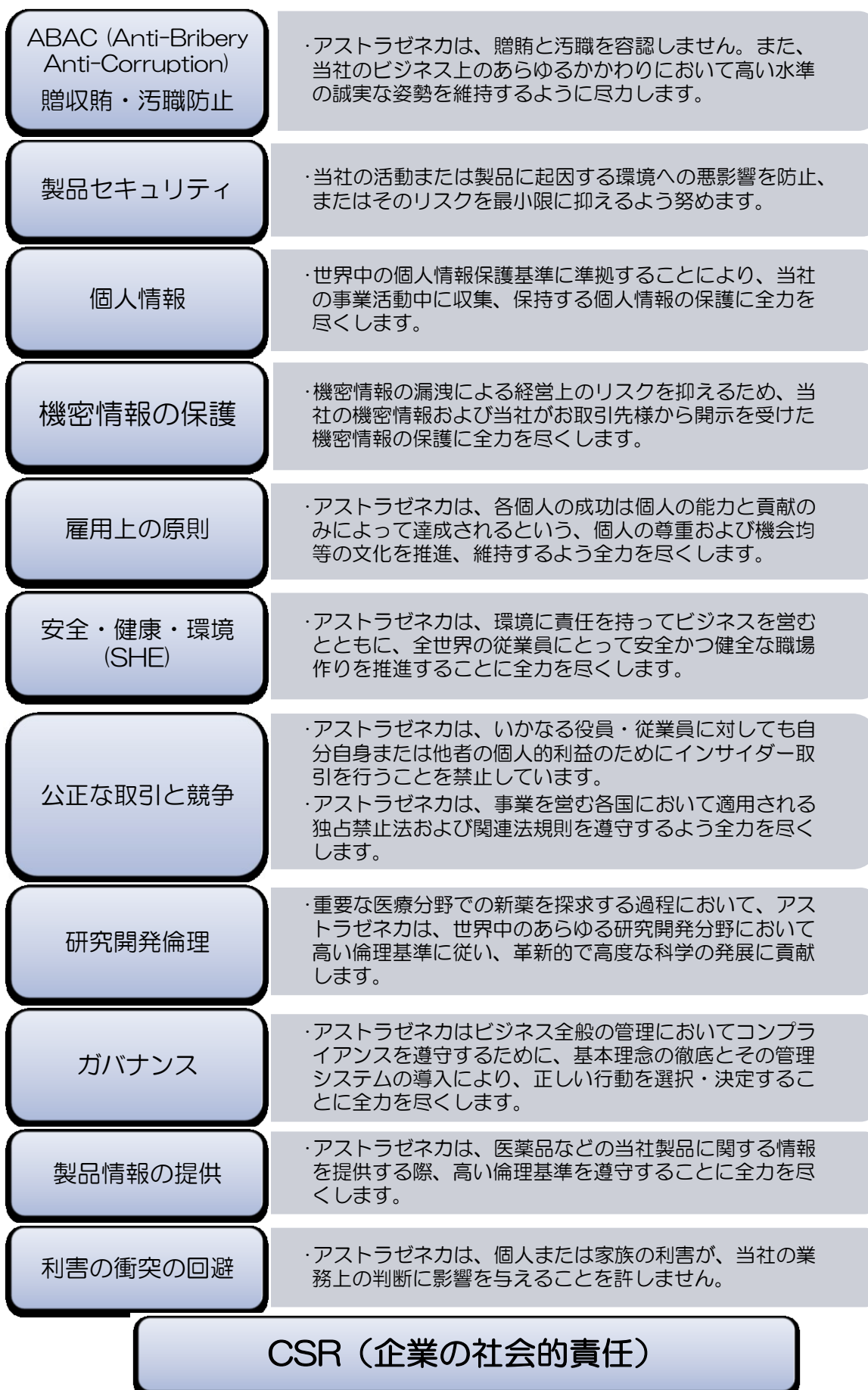
アストラゼネカでは、以下に概説する内容に従って「取引フレームワーク」を推進していきます。お取引先様におかれましては、「取引フレームワーク」の趣旨をご理解いただくとともに、「取引フレームワーク」の推進にご協力をいただきますようお願いいたします。

4. 「取引フレームワーク」の概要

アストラゼネカでは、購買部門・コンプライアンス部門・法務部門で構成されたサポート部門によって「取引フレームワーク」を推進しています。このサポート部門と、お取引先様との取引における実務責任者（以下「AZ 実務担当者」といいます）との連携を通じて、お取引先様による「取引フレームワーク」の取り組みを進めてまいります。

4 - 1. 「取引フレームワーク」における重点リスク領域

アストラゼネカでは、一般的な CSR(Corporate Social Responsibility)要素としての経営マネジメント・労働・安全等のほか、特に以下に示す領域を重点リスク領域として優先的に取り組んでいます。



4 - 2. 「取引フレームワーク」の5つのプロセス

「取引フレームワーク」は、以下の5つのプロセスから構成されています。各プロセスの内容は6頁「5「取引フレームワーク」の各プロセス」にて説明します。



この「取引フレームワーク」は、お取引先様に対して、アストラゼネカグループの「行動規範」及び重点リスク領域（3頁4-1「取引フレームワーク」における重点リスク領域参照）を提示し、お取引先様におけるそれら「行動規範」及び重点リスク領域に関する遵守状況をモニタリングするという一連のプロセスです。

この「取引フレームワーク」のプロセスを通じて、お取引先様とアストラゼネカの両者の倫理意識を啓発し、潜在するリスク³を低減することを目的としています。また、この「取引フレームワーク」を継続的に取り組むことによってリスクが顕在化することを防ぐとともに、お取引先様とアストラゼネカの両者の社会的な信頼を獲得し、企業価値の向上を図ります。

³ 法令違反による調達品の供給停止などの調達・販売リスク、レピュテーションリスク・ブランドリスクなど、多様なリスクが想定されます。

5. 「取引フレームワーク」の各プロセス

以下、取引フレームワークの5つのプロセスについて、お取引先様にご協力いただく事項の概要を説明します。

5 - 1. 重点リスク領域の取り組み状況の事前評価

「調査票」の回答にご協力をお願いします。

お取引先様における、重点リスク領域（3頁4-1「取引フレームワーク」における重点リスク領域」参照）の取り組み状況の事前評価をするために、3PRM Web システム（Hiperos）にご回答いただきます。ご回答は、コンプライアンスご担当部門、またはそれに準ずる部署の方をお願いいたします。

ご回答いただきました内容はお取引の検討の際（新規お取引先様の場合には取引先選定の際）に考慮させていただきます。また、ご回答の内容に応じて追加の調査等にご協力いただく場合があります。

Hiperos には、重点リスク領域に関する質問が含まれます。回答方法には、選択式及び記述式の両方が含まれます。また、客観的な資料のご提出をお願いする調査内容も含まれています。

お取引先様にご回答いただく質問等は、お取引先様にて行われている（または、アストラゼネカの依頼で行われようとしている）業務に基づき、アストラゼネカで開発された Hiperos による分析結果に基づいて設定されます。

アストラゼネカは、お取引先様からあらかじめご承諾をいただいている場合を除き、お取引先様のご回答結果を第三者に開示することなく厳重に管理いたします。

5 - 2. 重点リスク領域に関する覚書への合意・締結

「覚書」への合意・締結にご協力をお願いします。

アストラゼネカでは、重点リスク領域（3頁4-1「取引フレームワーク」における重点リスク領域」参照）に対応する覚書（「取引フレームワークに関する覚書」）を用意しています。

この覚書は、お取引先様との取引契約を補完するものであり、取引に関する具体的な事項は取引契約に記載されます。

お取引先様におかれましては、覚書に合意・締結していただき、覚書に規定された事項を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

5 - 3. 研修

「取引フレームワーク」を効率的かつ有効に推進するために、覚書の締結後も、重点リスク

領域（3頁4-1「取引フレームワーク」における重点リスク領域参照）に関してお取引先様の関係者に必要な知識をご周知いただくよう、必要に応じてアストラゼネカより、贈収賄・汚職防止、個人情報保護、製品セキュリティ等に関する「研修資料」を提供させていただくことがあります。

5 - 4. モニタリング

お取引先様における「取引フレームワーク」の取り組み状況を確認させていただくために、レビュー会議等を通じた定期的なモニタリングを実施させていただくことがあります。

モニタリングを依頼させていただく場合には、事前にAZ実務担当者より連絡いたします。

5 - 5. 監査

お取引先様における「取引フレームワーク」の実際の取り組み状況は、アストラゼネカとの日常の取引活動の中では十分に把握できない場合があります。そこで、お取引先様における「取引フレームワーク」の実際の取り組み状況を確認させていただくために、お取引先様の事業所等において監査を実施させていただくことがあります。

監査の結果、大きな問題があると判断された場合は、改善を要望させていただくことがあります。また、改善が困難な場合には、取引関係の見直しをさせていただくことがあります。

監査を実施させていただく場合には、事前にAZ実務担当者より連絡いたします。